

## 孫文の共和宣言について

—世界の友邦諸国民にあてた声明—

伊原沢周

### 問題の提出

二百六十余年続いた清王朝は一九一一年一月一日、武昌で勃発した革命によってついに滅んだ。革命蜂起のその時、革命の最高指導者たる孫文(Sun Yat-sen)は革命資金を工面するため、アメリカ合衆国各地を遊説中であつた。二日後の一二日の朝、デンバー(Denver)のあるホテルで手にした新聞で、この蜂起のニュースを始めて知つた孫文は、いうまでもなく、革命蜂起がこれほどすばやく行なわれようとは全く意外な驚きであつた。清朝の専制政府を顛覆し、民主共和の政体を創立しようとする孫文の永年の念願が、今度の革命蜂起によつて一挙に達成できると、彼は固く信じていた。欧米列強の支援を得るため、彼は急速デンバーからシカゴ、ニュー

ヨーク、さらに大西洋をわたつてロンドン、パリへ赴き、積極的に外交活動を展開しながらも帰国を急いだ。

武昌蜂起直後の一月一日、ロンドンの日刊紙デーリー・クロニクス(The Daily Chronicle)は、孫文の革命蜂起の共和宣言とその宣言草稿の写真を、ともに掲載して公にした。その内容については以下である。

To All Friendly Nations

Greeting

We, the citizens of all China, now waging war against the Manchu Government for the purpose of shaking off the yoke of the Tartar Conqueror by overthrowing the present corrupt state of autocracy and establishing a republic in its place, and at the same time intending to enter upon a more close relation with all friendly nations for the sake of maintaining the peace of the world and of promoting the happiness of mankind, in order to make our action clearly understood, hereby declare that:—

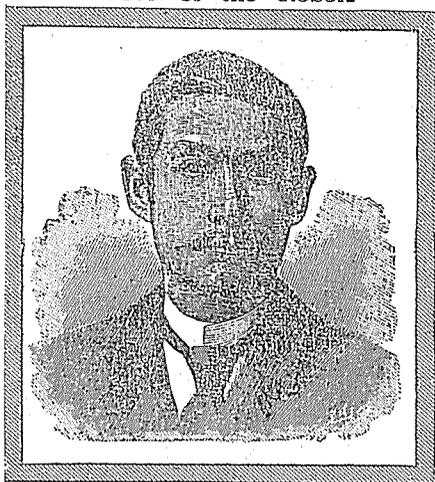
1. All treaties concluded between the Manchu Government and any nations before this date will be continually effective up to the time of

- their termination.
2. Any foreign loan or indemnity incurred by the Manchu Government before this date will be acknowledged without any alteration of terms, and be paid by the Maritime Customs as before.
  3. All concessions granted by the Manchu Government to any foreign nations before this date will be respected.
  4. All persons and property of any foreign nations in the territory occupied by the Citizen Army will be fully protected.
  5. All treaties, concessions, loans and indemnities, concluded between the Manchu Government and any foreign nations after this date will be repudiated.
  6. All persons of any nationalities who take the part of the Manchu Government to act against the Citizen Army of China will be treated as enemies.
  7. All kinds of war materials supplied by any foreign nations to the Manchu Government

will be confiscated when captured.

CHRONICLE. SATURDAY, OCTOBER 14, 1911

Leader of the Rebels



1911年10月14日付デーリー・クロニクス紙に掲載された孫文の絵像

# The "New Republic's" Proclamation to the World.

To All Friendly Nations,  
Greeting

We, the citizens of all China, are engaged ever against the Manchu Government for the purpose of restoring the gates of the Great Empire by restoring the present and past state of autonomy and establishing a republic in its place, and at the same time intending to enter upon a new state relation with all friendly Nations for the sake of maintaining the peace of the world and of promoting the happiness of mankind, in order to make our action clearly understood. We hereby declare that:—

1. All treaties concluded between the Manchu Government and any nation before this date, will be automatically applicable up to the time of their termination;
2. Any foreign loan or indemnity incurred by the

Manchu Government before this date, will be acknowledged and any relation of loans, and the great treaties between nations as before;

3. All concessions granted by the Manchu Government to any foreign nation before this date will be rejected;
4. All loans and property of any foreign nation on the territory occupied by the Chinese Army will be protected;

5. All treaties, concessions, loans and indemnities, concluded between the Manchu Government and any foreign nation after this date will be automatically void. All persons of any nationality who take the part of the Manchu Government to act against the Chinese Army of China will be treated as enemies.

7. All kinds of new matters suggested by any foreign nation to the Manchu Government will be considered when suggested.

Facsimile in Dr. Sun Yat Sen's writing of the proclamation of China's "New Republic" to the nations.

1911年10月14日付テリー・クロニク又紙に掲載された孫文の手書き宣言。

上掲の原文の邦訳は次のとおりである。

世界の友邦諸国民へ

あいさつ状

われわれ全中国の国民は、現在の専制政治の腐敗状態を一掃し、その地に共和政体を樹立することにより、鞭撻の征服者のくびきを払い除けるため、目下兵を挙げて満洲政府と戦っている。これはまた同時に、すべての友好諸国民とより緊密な関係を取得し、世界平和を維持し、人類の幸福を増進するためでもある。われわれの行動がより明確に理解されるために、以下の如く宣言する。

一、本日以前に、満洲政府といかなる国の間で結ばれた条約は、すべてそれらの期限が終了する時点まで引き続き有効である。

二、本日以前より存在する、満洲政府の外債や賠償金は、内容変更なく、承認され、従来通り海関により支払われる。

三、本日以前に、満洲政府よりいかなる国に譲渡した租界は尊重される。

四、わが国民軍に占領された地域にあるいかなる外国の財産とその人民は、完全に保護される。

五、本日以降に、満洲政府がいかなる国と締結するす

べての条約、租界譲渡、外債、賠償金は承認されない。

六、いかなる国籍の者であれ、満洲政府に味方し、わが国民軍に抗するならば、敵対者として扱われる。

七、いかなる国から満洲政府に供給される軍用物資は、その種類を問わず、捕獲時において、没収される。

さて、この孫文の共和宣言は、辛亥革命史に重要な意義をもっている。にもかかわらず、今までこれに言及した例は、ほとんどない。ここに私の管見の数点をとり上げて述べておきたい。

一、宣言の漢訳とその評価

まず、検討すべき点は、この宣言の中国語の訳文である。

一九一一年一月一六日（辛亥年九月二六日、木曜日）付、上海の日刊紙『民立報』第三九五号は、香港の英字新聞『南清早報』からこの宣言を中国語に翻訳して掲げている。見出しは「孫文通告各国書」である。

民立報は一九一〇年一〇月、同盟会々員于右任によって上海で創刊され、革命思想を鼓吹し、満洲政府に敵し

く批判を浴せた有力新聞の一つである、同紙のその宣言の訳文は以下のとおりである。

我輩中華之国民也、憤滿政府之殘戾、用是特起雄師  
与孽種戰、務祈推翻惡劣之政府、驅逐暴戾、而建立共  
和国、与各友邦共結厚誼、使世界享和平之幸福、而人  
類躋於太平之境域、此余終日孜孜以求之者。今僅宣告  
微意如下、

- 一、滿政府於我軍起事以前与各国所有之条約、皆作  
為有効、至該政府顛覆之時為止。
  - 二、於我軍起事以前滿政府所借之外債、一概承認償  
還、決無改議、将来以海關稅款抵賠。
  - 三、滿政府於我軍未起事以前與与各国之租界、一律  
保全。
  - 四、居留中国之外人及其財產、担任切實保護。
  - 五、滿政府於我軍起事以後与各国所訂開之条約、租  
界及借款、一概永不承認。
  - 六、各国如有助滿政府以攻我軍者、即視同敵人。
  - 七、各国如有以軍械供給滿政府、一經查獲、即行充  
公。
- もともと翻訳では、表現やニュアンスの差が訳者によ  
って多少違っている。これは当然のことである。しかし、

訳文は原文の意味と異ってはいけない。上掲の中国語の  
訳文の中に、いくつかの問題点がある。これらを取り挙  
げると、次の四点である。

- (1) あいご文の "in order to make our action  
clearly understood, hereby declare that" という句  
は「此余終日孜孜以求之者。今僅宣告微意如下」(こ  
れは余は日夜こころをくだいて求めている。今、そ  
の微意を以下のように宣言する)と、翻訳されてい  
るのは、どうも感心できない。
- (2) 第一条の "will be continually effective up to  
the time of their termination" との句は「皆作  
為有効、至該政府顛覆之時為止」(すべて有効と見  
做されており、ずっと滿洲政府が顛覆される時まで)  
と、翻訳され、これは原文の意と大きく相違してい  
る。
- (3) 第二条の "and be paid by the Maritime  
Customs as before" との句は「将来以海關稅款抵  
賠」(将来、海關よりそれを償還する)と、翻訳さ  
れているが、訳文の「将来」とは原文の中に見当ら  
ない。
- (4) 第四条にある "in the territory occupied by the

「Citizen Army」との句は、訳されておらず、ただ「居留中国」（中国に在留）という訳文は、原文の意が完全に無視されているのである。

以上の四点の中で、ことに(2)の第一条の訳文はきわめてひどい。原文の「their termination」の「their」は、あきらかに諸条約のことを指しており、対滿洲政府ではない。つまりかつて列強諸国との間で結ばれた条約が、それらの満期まですべて有効と認められることを示している。

アヘン戦争後、中国と列強諸国との間で結ばれた一連の不平等条約の中で、領事裁判権と協定関税などの諸条規は、中国の国家主権に大きな損害を与えた。列強諸国はこれらの条規をたてに漸次に中国の政治・経済を全面的に支配していた。ようやくにしてこれらの諸特権を手に入れた彼らが、容易にこれを放棄することは決してありえない。武昌革命蜂起の際、外交活動に必死であった孫文が、もし「滿洲政府が顛覆されるまで諸条約は有効である」、つまり共和政府が成立すれば、すべての条約を廃止する、と宣言すれば、ただちに列強の革命に対する干渉がもたらされるに違いない。あたかも武昌革命蜂起直後の一六日、武漢の揚子江に停泊する外国軍艦は英

五、米三、日二、独二、仏一、合計一三隻に達している。ことにイギリス公使ジョーダン(John N. Jordan)は、滿洲政府の総督たる瑞澂の要請に応じて軍艦を出動させ、革命に干渉しようとする意図があった。<sup>P2)</sup> こうした情況の下に、列強諸国の干渉をどう食い止めるか、また、たとえ彼らの支援を得られなかったとしても彼らの中立態度をどう守らせるかは、武昌革命蜂起の勝敗にかかわる最も重要なことである。

当時、国際環境の厳しさを熟知していた孫文が、宣言の中において、不平等条約を全面的に認めざるを得なかったことは、実は、滿洲政府を一日も早く打倒するためには打ち出したやむをえない方策である。この一点のみによって孫文は微温なブルジョア革命者だときめつけるわけにはいかない。<sup>3)</sup> 逆に、当時の国際情勢から見て彼の対外妥協は、一気に成果を成し遂げるための窮余の策であったといわねばならない。

## 二、宣言の成立

上掲孫文の宣言は、一九八一年中華書局より出版された『孫中山全集』第一卷五四五頁に見えている。同書は前掲の『民立報』よりこの宣言を「通告各国書」と題し

て転載している。いつ、この宣言が書きあげられたかについて、同書は「一九二一年一〇月下旬から一月中旬にかけての間」と示している。すなわち、孫文がデンバーよりニューヨークに到着してから民立報でこの宣言を公表するまでの間に書きあげたという。しかし、上掲の一〇月一四日付ロンドンの日刊紙デーリ・クロニクスの記事によってこの誤りは、明らかである。

もともと、デンバーで武昌革命蜂起のニュースを知った孫文は、翌一三日デンバーからシカゴに着いた<sup>4)</sup>。同地滞在中に、革命を支援する華僑を集めて「予め中華民國成立大会を祝う」という祝賀会を開催しようとした孫文は、シカゴ同盟会支部に代って大会の通知を草した。その趣旨は次のとおりである。

公啓者、武昌已於本月十九日（一〇月一〇日）筆者注）光復、義声所播、国人莫不額首相慶、而虜運行將告終。本会謹於二十四日（一〇月一五日）筆者注）開予祝中華民國成立大会、仰各界僑胞屆期踴躍齊臨慶祝、以壯声威、有厚望焉。

此佈

天運辛亥八月二十二日（一九二一年一〇月一三日）筆者注）芝加古（シカゴ）筆者注）同盟会啓<sup>5)</sup>

上掲の通知はシカゴ在住の中国人、すなわち華僑に、中華民國創立祝賀会に熱烈参加しようと呼びかけたものである。当時、孫文の行動は依然として秘密にされており、関係者以外、あくまで人目をさけていた<sup>6)</sup>。したがって、一五日の集会に出席した孫文が、何らかの発言をしたかは不明であるが、孫の随行人新聞特派員たるF・マローリック（Frederick McCormick）は次のように記している<sup>7)</sup>。

I was in the United States coincident with Sun Yat-sen's tour across the American continent and had much interest in his movements because of the rapid development of the reform rebellion. He visited in order the following cities: San Francisco, Seattle, Portland, Spokane, Denver, Kansas City, St. Louis, Chicago, and New York, where he stayed at a hotel near Madison Square. These are all centres of Chinese reform. In the past they had maintained a united military organization with a nominal total of 4000 men under a plan devised and carried out by Sun Yat-sen's foreign helper and adviser, General Homer Lea.

At Chicago, coincident with the declaration of independence at Wuchang, Sun Yat-sen issued a statement for the benefit of Western nations proclaiming the principles upon which the rebellion was being promoted.

この記事によれば、F・マコーミックは、米国西海岸のサンフランシスコから、大陸を横断してニューヨークへ赴き、途中のシカゴでは「孫文は武昌の独立宣言に符合するため、欧米諸国の利益に関する声明を発表した」と述べているが、この声明は、デーリー・クロニクスに掲載された一〇月一四日付の孫文の共和宣言ではないと思われる。なぜなら、孫文がシカゴに着いたのは、一〇月一三日で、たとえ同日に宣言を書きあげたとしても、翌一四日、ロンドンの新聞で直筆の宣言の写真を載せることは、事実上、不可能だからである。しかもデーリー・クロニクスの編集者たるR・ドナルド(Robert Donald)は同宣言を掲げると同時に、

Before an answer to this question had time to arrive a letter came from Sun Yat-sen. It was dated from another American city, was very brief, and led to the impression that he had been successful in

raising his loan in another quarter. It expressed the writer's hope for the success of his great enterprise, and stated that the following proclamation had been decided upon by the revolutionary leaders as their manifesto to the nations of the world: といっている。すなわち、

「この問題への回答が到来するまでに、おりしも孫文の書信が着いた。この書信の日付はアメリカのある都市になっており、きわめて簡潔なもので、彼が別の方面で資金調達に成功したとの印象を受けた。また、それは書き手の大業成功への信念を示すとともに、以下の宣言が革命指導者たちにより、世界諸国民にあてた公式声明として決定されたものであることを言明している。」<sup>(8)</sup>

これによれば、一、一〇月一四日までに孫文の共和宣言がすでにロンドンに届いていた、二、この宣言は中国の革命指導者たちの共通な意見で、孫文によって英語で書かれ、正式に世界諸国に公表された、明らかにされている。実は、この共和宣言は、一九〇五年東京で創設された中国同盟会の対外宣言の七条と<sup>(9)</sup>、全く同じもので、武昌革命蜂起の前に、列強諸国の中国革命に対する支援

を獲得しようとした孫文は、アメリカでそれを英語で書きあげ、ロンドンのあるイギリスの友人へと送った。換言すれば、この共和宣言は中国同盟会の一貫した対外方針で、厳しい当時の国際情勢に対応するために打ち出された一時的政策であるといつてよからう。

### 三、宣言の影響

一〇月一〇日の武昌蜂起は、武昌駐屯新軍中の反滿將校と兵士が、緊迫事態に対応するために起した出来事である。蜂起の時、一部の反滿新軍、すなわち革命軍（宣言中では国民軍と称する）は、武昌を占領すると同時に、武昌対岸の漢陽・漢口へも進攻していった。漢口は諸外国領事館の駐在地であったが、事前に革命軍側から何らも知らされず、当初、彼らは今度の蜂起は一九〇〇年の義和団事件と同一のものではないかとおそれた。それぞれの自国の利益や安全のため、各国の領事館は、自衛の方策を講じなければならなかった。武昌蜂起の翌々二日、在漢口松村総領事より林外務大臣にあてた電報は、

軍艦対島ハ本十二日午後一時着、川島司令官ヲ総指揮官トシテ各国聯合ノ居留地防衛計画ヲ定メ、各租界ハ各自ノ義勇隊ニテ之ヲ守ルコト、シ、軍艦ノ陸

戦隊ヲ分布シテ各領事館ヲ保護スルコト、セリ<sup>10)</sup>とある。他方、北京駐在イギリス公使ジョーダンより外務大臣グレイ (E. Gray) にあてた電報は、

漢口駐在代理領事の報告によれば、武昌が完全に革命状態に陥っている。総督衙門が焼かれ、総督が揚子江中の中国軍艦に逃れ、この軍艦はわが国軍艦の後に停泊している。総督は、イギリス租界を保護することができないと、わが領事に通知するとともに、わが国王陛下に軍艦を出動し、革命軍の漢口占領を阻止するよう申し入れた。且下、私はわが司令官にあくまで援助せよと要請した<sup>11)</sup>

とある。当時、日英兩國は同盟国で、ことに英国は、在華外交団の牛耳を執り、列強諸国の対華政策は、たいていイギリスの外交方針を中心にして動いていた。

さて、一〇月一〇日、革命軍は武昌を占領した時、捕虜の新軍の旅団長たる黎元洪を擁立し中華民国軍政府鄂省都督府を成立させ、民政を湯化竜、外交を胡瑛に担当させた。国際情勢の厳しさを十分に承知していた革命軍側は、列強の干渉を阻むために、革命政權の対外方針を漢口駐在の各国領事館に一日も早く傳達しなければならなかった。故に、一〇月一二日、胡瑛は「中華民国軍政

府鄂省都督照会各国領事」という照会を携え、漢口駐在の各国領事に届けた。この照会の中に挙げられていた七項目の対外方針の原文は次のとおりである。

- 一、所有清国前此与各国締結之条約、皆繼續有効。
- 一、賠款外債照旧担任、仍由各省按期如數攤還。
- 一、居留軍政府占領地域内之各国人民財産、均一律保護。

- 一、所有各国之既得權利、亦一体保護。
- 一、清政府与各国所立条約所許之權利、所供之國債、其事件成立於此次知照後者、軍政府概不承認。
- 一、各国如有助清政府以妨害軍政府者、概以敵人視之。
- 一、各国如有接濟清政府以可為戰事用之物品者、搜獲一概沒收。

以上の七条を友邦諸国に伝えた革命軍政府は「わが軍は大義によって決起し、いささかも排外の意と、その行動を取るものではない。貴領事のご理解を求めるとともに、その旨を貴国政府にご一報願いた」と。また照会の日付は「黄帝四六〇九年八月二一日即ち一九一一年一月二二日」とある。<sup>13)</sup>

この七条の照会内容は同盟会の対外宣言によったもので、孫文の共和宣言とも一致している。公表は孫文より

二日間早かった。駐漢口のイギリス領事館はこれを入力すると、ただちに北京のジョーダン公使に伝えた。翌三日、ジョーダンはこの照会の全容をクレイ外務大臣に打電した<sup>14)</sup>したがって、武昌革命蜂起の直後、イギリス政府は、革命軍の軍事行動は単に満洲政府を顛覆するだけで、外国人の生命・財産などへの加害や、中国での既得特権・利益などの否定はまずないだろうと信じたようだ。故にクレイ外務大臣よりジョーダン公使にあてた一月一六日付の電報には、イギリス側がいかなる行動を採る場合、イギリス人の生命・財産などの保護に制限されるべきだと訓令した<sup>15)</sup>。いわばイギリス人の生命・財産などの安全が保証されれば、革命軍との衝突は不必要だというのである。結局、一六日夕、漢口駐在英、日、独、仏、露諸領事は会議を開き、検討した上で、中国の内紛に干渉せず、中立態度を守ることを決め、翌一七日上午一〇時、諸国の代表として英領事代理H・ゴーフエ(Herbert Goffe)が武昌の軍政府を訪れ、諸国の中立方針を都督の黎元洪に告げた。翌一八日、諸国領事は次のような中立の宣告を発表した。

英、露、仏、独、日駐漢口領事は、嚴重に中立方針を守ることを声明する。且下、中国政府は中国の国

駐漢總領事

德法比

為

告展中  
立事現值中國政府與中國國民國軍互起戰爭查國際  
公法無論何國政府與其國民開戰該國內法管轄之市其駐在該  
國之外國人無干涉權并應嚴守中立不得藏匿兩有關係之職守者亦  
得輔助何方面之狀態據此八會等自嚴守中立并照租界規則不准攜帶  
軍械之武裝人在租界內發現及在租界內儲匿各式軍械及炸藥等事  
此係本領事等遵守公法就結交誼上應盡之義務為此聞切佈  
告希望中國無論何項官民輔助本領事等遵守公法謹此佈告

丙辰

一千九百二十一年



漢口駐在列強諸國領事館の中立宣告  
(『武昌革命眞史』より)

民軍と相互に戦っている。国際公法に基づき、もちろん、いかなる国においても政府とその国民の間で戦争が起れば、その国の国内法に管轄される。その国に在住する外国人は、彼らに干渉する権利がなく、また中立を守らなければならない。みだりに両方の関係者をかくしたり、どちらか一方のみに協力したりしてはならない。(下略)<sup>16)</sup>

武昌革命蜂起の当初、国際情勢から見れば、列強諸国、ことに日英は「援清反革」の傾向が強かった。しかし、外国では孫文の共和宣言、内国では軍政府の対外声明があい次いで公表され、多大な反響を呼んだ。実は孫文の宣言と軍政府の声明は同一のものである。この宣言と声明は列強諸国の在华既得権益を認めると同時に、中国における各国人民の生命・財産などを保護するという趣旨で、日英を始め列強諸国にかなり好感を与えた。たとえば、革命軍が武昌を占領すると同時に、漢陽・漢口を攻略し始めた時、漢口の揚子江に停泊中のイギリス軍艦は革命軍の作戦行動を妨げなかったばかりか、英租界を利用し、革命軍に砲撃しようとする満洲政府軍の軍事行動も許さなかった。<sup>17)</sup> このような中立態度は、革命軍の氣勢高揚や各省独立宣布の促進に及ぼした影響は相当大きか

ったと見られる。

#### むすび

孫文の共和宣言の歴史的意義について、われわれは歴史の現実を無視し、単純な「反帝」の視点からそれに批判を加えるのは、妥当ではない。<sup>18)</sup> 同盟会の既定の対外方針に基づいて打ち出されたこの宣言は、同盟会の機関紙たる『民報』に掲げられた胡漢民の「民報の六大主義」と題する論文の中でいっそう明確にされている。<sup>19)</sup> つまり同盟会創立の当初には、国際的環境を十分に配慮しなければならなかった。これは決して帝国主義に屈服する意味ではなかった。一九一五年、日本が突き付けた対華二十一条要求には、孫文も反対した。<sup>20)</sup> 第一次世界大戦後の一九二〇年、ロシア革命およびアメリカ大統領ウィルソン (Woodrow Wilson) の「民族の自決」提案などの影響を受けた孫文は、友人宮崎滔天に宛てた書信で、日本軍閥の対華政策に痛烈な非難を浴せた。<sup>21)</sup> その後、しばしば日本に対して個別に不平等条約の廃棄を要望していた。一九二一年一月、広州で軍政府を再建した孫文は、広州沙面駐在列強諸国の領事館に、広東における関税自主権の回復の決意を表明した。<sup>22)</sup> つまり一九二四年一月国

民党一全大会の開催、すなわち国共両党の第一回統一戦線が成立する以前に、孫文の不平等条約廃棄の主張と反帝国主義の思想はすでに形成されていた。その主張と思想が具体化して一つの対外政策となっていかなかったのは、軍閥にかかわって強力な統一政権を樹立することができなかったからである。

要するに、孫文の共和宣言の歴史的意義を評価するに際して、われわれは歴史発展の段階での現実を無視し、また客観的、立体的角度からそれを分析せず、ただ一面的な見方で、それに批判を加るだけでは、とうてい歴史の真実にせまることはできない。

#### 註

- (1) 一八九五年一〇月、広州革命蜂起失敗後、滿洲政府は革命首領の孫文を指名手配し、孫文の「文」を「汶」にわざと書き誤ったりした。というのは、孫文は海賊の首領だとの風聞があったからである、といわれている。しかし、革命党の機関紙たる民立報が、なぜ滿洲政府と同じように「汶」を書いているのか分らない。
- (2) 余繩武『辛亥革命時期帝國主義列強的侵略政策』『歴史研究』一九六一年第五期収録。
- (3) この問題をめぐって多くの論述がある。たとえば李時岳氏の『辛亥革命与帝國主義』（『辛亥革命五十年紀念論文集』

- 下冊収録、一九六二年、中華書局）、久保田文次氏の「総論—辛亥革命の理論と實際」（『講座中国近現代史』第三巻収録、一九七八年、東京大学出版会）、横山宏章氏の「孫文の反帝民族主義と外交交渉」（『明治学院論叢』（法學研究）二九九号）など、それぞれの意見がある。李氏は、微温な中国のブルジョア革命党は帝國主義者を心から恐れ、彼らの干渉によって中国の革命が失敗に遭うことを心配している、という。久保田氏は、革命派は列強を刺激することを努めて避け、条約改正の構想などもほとんど宣伝せず、逆に、民衆の「排外」的挙動を、つとめて圧迫・抑制した、という。また横山氏は、孫文は民族主義を高く掲げてきたが、不平等条約の廢棄、國權の回復を正面切って要求しはじめるのは遅かった、と指摘している。要するに、以上の諸氏の意見は、反帝國主義の氣勢に欠如した辛亥革命に高く評価を与えることができないというのである。最近、陳錫祺氏は、「南京臨時政府成立前後の孫中山の活動」と題する論文の中で、「帝制の打倒と共和國樹立のためにくりひろげた孫中山の外交活動そのものを否定してしまうことは決してできない」と、示しているのは注目されるべきである。（安藤彦太郎編訳『辛亥革命—中国近代化の道程—』二三頁に見える）。
- (4) 吳相湘『孫逸仙先生伝』（遠東圖書公司、民国七十一年、台北）下冊九八〇—九八一頁、『孫中山年譜』（中華書局、一九八〇年、北京）一三三—一三四頁参照。
  - (5) 羅家倫『國父年譜』（民国五十八年、台北）增訂本上冊三六五—三六六頁、梅香林『開國前美洲華僑革命史略』（『中華民国開國五十年文獻』第一編第一二冊四四六頁収録、民国五

三年、台北)。前掲孫中山全集第一卷五四三頁収録。

(6) 同上。

(7) Frederick McCormick: The Flowery Republic (London: John Murray, Albemarle street, W. 1913) P. 286.

(8) The Daily Chronicle, Saturday, October 14, 1911, 'Secret History of the Chinese Revolution.'

もし、デーリー・クロニクスはイギリスの自由党の機関紙で、ロンドンでは、相当な影響力を持っていた日刊紙の一つである。A. J. Lee (Alan J. Lee) は "In London the two Liberal giants, the Daily News and Daily Chronicle, went into the storm strong and confident." 及び "the Daily Chronicle and the Echo more for working-class employment." (Alan J. Lee: The Origins of the Popular Press 1855-1914, Groom Helm, London, 1976, P. 162, P. 38) と述べている。つまり同紙はかなり自由的、開放的性格を持って中国の革命に同情の意を示していた。同紙編集のドーナルド自身が彼の友人は、中国の革命党と何らかの関係があったようだとと思われる。たとえば、革命資金を工面するため、ロンドンのイギリス人あてに送った孫文の書信は、ほとんど同紙で公表された。これによっても、同紙の政治的立場がうかがうことができる。

(9) 中国史学会主編『辛亥革命』(上海人民出版社、一九五七年、上海) (三三—三三三頁に収録されている中国同盟会の「對外宣言」の七条は、以下の如し。(一)所有中国前此与各国締結

之条約、皆繼續有効。(二)償還外債、照旧担任、仍由各省市関如数攤還。(三)所有外國人之既得權利、一体保護。(四)保護外國居留軍政府占領之城内人民財產。(五)所有清政府与各国所立条約、所許各国權利及与各国所借國債、其事件成立於此宣言之後者、軍政府概不承認。(六)外人有加助清政府以妨害國民軍政府者、概以敵視。(七)外人如有接濟清政府以可為戰爭用之物品者、一概搜獲沒收。

(10) 外務省編『清国事件』(『日本外交文書』第四四、四五卷別冊)二頁、明治四四年一月二日「叛徒の勢益々盛なり軍艦對馬到着ノ件」

(11) 一九一一年一月二日付、北京駐在公使ジョーダンより外務大臣グレイ宛の電報、胡浜訳『英国藍皮書有關辛亥革命資料選訳』(中華書局、一九八四年、北京)上冊一頁に見える。

(12) 曹亞伯『武昌革命真史』正編六七—六八頁。

(13) 同上。

(14) 同注(11)二三頁、一九一一年一月三日付、ジョーダン公使よりクレイ外務大臣宛の電報。また一月四日付、デーリー・クロニクスは次のように述べている。

"The Foreign Office had received a telegram from Sir John Jordan, the British Minister at Peking, reporting that measures have been taken for the protection of the lives and property of foreigners at Hankow and Hanyang."

(15) 同上、四頁に見える。

(16) 同注(12)二〇九—一一〇頁。

(17) 同注(1)三頁、一九二一年一〇月二四日付、ジョーダン公使よりクレイ外務大臣宛の電報。

(18) たとえば、王慶雲・劉望齡主編『辛亥革命史』（人民出版社社、一九八一年、北京）下冊六九一七〇頁には、一九二一年一〇月二二日軍政府より漢口駐在各国領事館に届いた「照会」（すでに述べたように、この照会の内容は孫文の共和宣言と同盟会の対外宣言と同一のもの）に高い評価を加えながら、同盟会中にある「既得権益も一律に保護する」との一条によって「中国ブルジョアジーは帝国主義に対抗できぬ柔軟な態度を徹底的に現わした」と指摘している。

(19) 科学出版社復製『民報』（一九五七年、北京）第三号一一二二頁に見える。同論文で挙げられた第四点「真の世界平和を維持すること」、第五点「中日両国の国民的連合を主張すること」、第六点「中国の革新事業に支持するのを列強諸国に求めること」などがある。この三点には同盟会の対外方針を詳細に示している。

(20) 「為中日交渉復北京学生書」（党史会編『国父全集』第三冊（玖）二二二―二二三頁、民国五四年、台北）に見える。

(21) 「復宮崎寅藏望糾正日本軍閥侵華政策書」、同上。

(22) 前掲『孫中山年譜』二七四頁。

付記 本論に使用されたデーリー・クロニクス資料は、一九二一年一〇月ロンドン駐在日本公使館より外務省政務局に送ってきた切抜である。接受日付は明治四四年一月八日、公信番号は第一五二号。同資料は、現在、外務省の外交史料館に保管されている。同資料は友人姜義華氏がそれをコピーして京

都に來訪した際、筆者に渡したものである。また、イギリス側の他の参考資料は友人横山俊夫氏より提供されたもので、ここで両氏のご協力に感謝の意を表する。